

2020 淀川区役所キャラバン 回答書

新型コロナ感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための要望について（回答）

番号1.

大阪市の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。
その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

(回答)

大阪市では、令和2年4月に策定した「市政改革プラン3.0」の取組期間中においては、市長部局の職員数について、技能労務職員以外においては、市長が特に必要と認める、万博・IRの推進等にかかる臨時の増員や児童虐待防止等の本市重点施策の推進にかかる増員等を除き、原則として増員しないこととしております。

技能労務職員においては、依然として、他都市より多い状況にあることから、「民でできることは民で」という考え方のもと、退職不補充を前提に引き続き委託化、効率化を図り、必要な市民サービスは維持しつつ、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めてまいります。

また、同プランのもと、人員マネジメントを適切に行なながら、スリムで効果的な業務執行体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症対策も含めた新たな市政課題や住民の多様なニーズに対応するため、スクラップアンドビルなどを行なながら、職員の適正配置に努めてまいります。

なお、複雑化・多様化する行政需要への柔軟な対応などを図るため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務、臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時の任用職員等の活用を図っております。

担当 人事室 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431

番号2.

大阪市独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

(回答)

市政外として回答なし

番号3.

国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

(回答)

特別定額給付金に関する国に対する要請につきましては、大阪府や他都市とも連携しながら検討してまいります。

担当 市民局 総務部 定額給付金担当 電話：06-6263-0568

番 号 4.

大阪市独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、食べることのできない子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

(回答)

大阪市環境局では、家庭で余った食品を福祉団体等へ無償譲渡するノウハウを有する事業者と令和元年6月に「フードドライブ連携実施にかかる協定」（以下、協定という。）を締結したところであり、「食品ロス」削減の取組みとして、未開封の賞味期限が一定期間以上残っている常温で保存のできる食品をイベント等で回収して、協定を締結した連携事業者に引き渡しています。

連携事業者に引き渡した食品は、大阪市内にある福祉団体等に無償で譲渡されています。
担当 環境局 事業部 家庭ごみ減量課 電話：06-6630-3259

(回答)

子ども食堂など、子どもの居場所（以下、子ども食堂等と言います。）については、民間の活動団体などにより自発的・自主的に取り組まれている事業であり、活動団体が主体的に活動場所を確保し、またフードバンクなど調達先を確保し、運営されております。

子ども食堂等は、食事提供の場としてだけではなく、食事を通したコミュニケーションの場としても機能しており、子どものみを対象としたものや、その保護者も対象としたもの、地域住民全般を対象としたものもあるなど、対象者や活動内容も様々です。

こうした活動団体などの主体性を大切にしながら、社会全体で支援し、地域で子どもを育む機運の醸成を図る仕組みとして、平成30年度より大阪市社会福祉協議会を事務局とする「子ども支援ネットワーク」を構築しました。

事務局において子ども食堂等のニーズを把握し、支援を希望する企業とマッチングすることにより、ジュース、レトルト食品、缶詰、お菓子など、様々な物資を子ども食堂等へ届けてきたところです。

引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、子ども食堂等への参加者に食事や、食事を通したコミュニケーションの場が提供されるよう、「子ども支援ネットワーク」を通じて、多くの企業等からの支援がしっかりと子ども食堂等に届けられるよう取り組んでまいります。

担当 子ども青少年局 企画部 経理・企画課（子どもの貧困対策推進グループ）
電話：06-6208-8153

番 号 5.

小中学校の給食費を来年度以降も無償化してください。

休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。
保育所・子ども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

(回答)

給食費の無償化については、令和2年度中に公平性や合理性の観点もふまえ、対象範囲や無償化の手法など、さらに研究を進め、具体的な制度設計を行い、令和3年度からの本格実施につなげてまいります。

学校給食実施基準第二条に「学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。」と規定されており、本市におきましても、夏季休業日（夏休み）など授業のない学校休業日は、学校給食の提供を行っておりません。

担当 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

(回答)

義務教育である小中学校と異なり、就学前の児童は保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、認可外保育施設など、多種多様な施設を利用しており、給食の提供状況も各施設で異なります。

また、昼食にかかる費用は、在宅で子育てされている場合でも保護者が負担していることから、本市における対応は困難な状況です。

担当 こども青少年局 保育施策部 保育企画課 電話：06-6208-8037

番 号 6.

来年度、税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。

国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。

送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。

なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答)

個人住民税については、所得税の源泉徴収制度とは異なり、前年の所得に対して課税される制度であり、税負担の公平性を確保する観点から、納付時期の所得状況などにかかわらず納めていただくことが原則です。

しかしながら、貧困により生活のため公私の扶助を受けている方、失業された方や大幅な所得減少（前年の6割以下に減少）が見込まれる方など、個人住民税の全額を負担することが困難であると認められる場合には、申請に基づき収入・資産状況等を審査のうえ減額・免除する制度があり、新型コロナウィルス感染症の影響により、来年度もこれらに該当する場合には適用されるものとなっております。

また、個人住民税の減免制度の周知については、納税通知書の裏面に説明を掲載するとともに、納税通知書に同封の案内チラシにも減免の申請期限や必要書類等を掲載することにより、適切に減免制度の周知に努めており、減免申請手続きについては、新型コロナウィルス感染症

の拡大を考慮して、郵送による申請受付を基本とした取扱いに変更し、お住まいの区を担当する市税事務所までお電話にてご相談いただくよう、納税通知書に同封の案内チラシやホームページで幅広く周知しているところであり、来年度も引き続き幅広く周知していくこととしています。

なお、減免申請書については、所得や所得控除などの内容や減免適用要件に関する内容をご本人からお聞きしたうえで、個別の事情に応じた説明が必要であること、添付書類が多岐にわたることなどからホームページへの掲載をせず、お住まいの区を担当する市税事務所までお電話にてご相談いただき、減免申請書など関係書類を郵送させていただいております。

固定資産税・都市計画税の減免については、納税者の方が生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合や、65歳以上で前年中の所得が住民税均等割非課税限度額以下など一定の要件を満たしている場合等について規定を設けており、個々の納税者の事情を判断して、適用を行っています。

また、固定資産税・都市計画税の減免制度の周知については、納税通知書送付時に、減免制度の内容を記載したリーフレットを同封することで、適切に減免制度の周知に努めており、減免申請手続きについては、郵送で受け付けています。

なお、減免申請書については、減免適用要件に関する内容をご本人からお聞きしたうえで、個別の事情に応じた説明が必要であることなどからホームページへの掲載をせず、お持ちの資産の所在する区を担当する市税事務所までお電話にてご相談いただき、減免申請書など関係書類を郵送させていただいております。

(令和2年11月9日時点)

担当 財政局 税務部 課税課（個人市民税） 電話：06-6208-7751
財政局 税務部 課税課（固定資産税） 電話：06-6208-7768

（回答）

（管理グループ回答）

国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えます。

平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化により、本市では大阪府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、令和5年度までの経過措置期間を経て「府内統一保険料率」となるよう改定を行っていくこととしていますが、被保険者のみなさまの保険料負担が急激に増えないよう、令和元年度に引き続き、激変緩和措置（約26億円）を講じるなど、令和2年度当初予算では、約355億円の市税等を一般会計から繰り入れ、負担軽減に努めています。

令和3年度においては、大阪府の算定結果をふまえ、本市の予算編成において適切に算定してまいります。

また、本市といたしましては、中間所得者層の保険料負担の緩和や今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国保の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化など制度の抜本的な改革の実現について、引き続き国に要望を重ねてまいります。

(保険グループ回答)

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡等された世帯又は収入が10分の3以上減少した世帯に対して、国民健康保険料の減免を実施しています。

なお、令和2年5月の国通知において、令和2年2月相当分から令和3年3月相当分までの保険料を対象とするとされております。

また、保険料の全額負担が困難な世帯については、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し減免制度を実施しており、令和3年度についても同様に実施する予定です。

減免申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、区役所窓口の混雑緩和として、郵送による申請のご協力をお願いしており、本市ホームページ等を用いて周知・広報させていただいております。

減免申請書については、本市ホームページに掲載し、ダウンロードが可能な状態となっております。

今後も各制度の運用については、国や府の動向を注視し適切な対応を行ってまいります。

(給付グループ回答内容)

今般、本市において創設した国民健康保険における傷病手当金制度は、国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置となっております。

本制度の対象者は、国民健康保険にご加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、療養のため就労することができず給与を受けられない場合に支給することとしております。

なお、制度の周知は、区役所等にビラを配架するとともに大阪市ホームページへの掲載を行っております。

また、申請に際しては、郵送での申請により対応を行っています。

また、一部負担金減免制度につきましては、更新分の被保険者証発送時に同封している「国保だより」に記載するとともに、制度周知ビラを区役所窓口に設置しています。

今後も各制度の運用については、国や府の動向を注視し適切な対応を行ってまいります。

(収納グループ回答内容)

保険料滞納世帯に対しては、文書、電話などにより接触を図り、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃から丁寧な対応を行っております。また、納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしています。なお、徴収猶予の申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による申請や電話等によるお問い合わせにご協力を願いしており、本市ホームページ等を用いて周知・広報させていただいております。

担当	福祉局 生活福祉部	保険年金課（管理グループ）	電話：06-6208-7961
	福祉局 生活福祉部	保険年金課（保険グループ）	電話：06-6208-7964
	福祉局 生活福祉部	保険年金課（給付グループ）	電話：06-6208-7967
	福祉局 生活福祉部	保険年金課（収納グループ）	電話：06-6208-9872

(回答)

介護保険料は、各市町村において3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて設定しており、第8期の介護保険事業計画策定及び介護保険料の改定は令和3年度となります。

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の第8期介護保険料の設定については、国の動向及び本市の保険給付費の実績等を踏まえ検討していきたいと考えております。

今般の新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険料の減免につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症経済対策」に基づく減免として、国から示された基準、Q&A及び国への確認内容に基づき実施しており、本市ホームページにおける周知に加え、介護保険料決定通知書を送付する際に、新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険料の減免についてビラを同封し制度をご案内するとともに、各区の窓口にもビラを配架しています。

また、減免申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、区役所窓口の混雑緩和として、郵送による申請のご協力をお願いしており、減免申請書はホームページからダウンロードいただくことが可能です。

なお、国の基準に基づく今般の減免は、令和2年度までとされているところです。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

(回答)

税に関する徴収の猶予については、従前から規定されている災害などの事情により納税を猶予する徴収猶予と新型コロナウイルス感染症の影響により新たに創設された徴収猶予の特例制度（令和2年4月30日施行）がございます。

今年度においては、督促状等に徴収猶予に関するチラシを同封し、周知を行っています。

また、それぞれの猶予制度について、市のホームページにて内容等を掲載しており、申請用紙についてもダウンロードができるようにしております。

（ホームページ）

徴収猶予の特例制度：<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000500910.html>

徴収猶予：<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000332385.html>

（令和2年11月9日時点）

担当 財政局 税務部 収税課 電話：06-6208-7781

番 号 7.

生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答)

生活保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。

申請書について、必要な方は受付面接担当員からお渡しすることとしています。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

(回答)

住居確保給付金制度では、離職や自営業の廃業、又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住宅を喪失した方または喪失するおそれのある方で、求職活動等を誠実に実施する方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。

申請は、お住まいの区の自立相談支援窓口に加え、5月より窓口の混雑緩和のため、福祉局での郵送申請も行っており、申請時に必要な書類等については、本市ホームページからダウンロードしていただけます。

担当 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番 号 8.

新型コロナ感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。

地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。

自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。

医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。

(回答)

地方独立行政法人大阪市民病院機構に対しては、設立団体である本市から中期目標により「新型インフルエンザなどの新興感染症の集団発生など、大規模な感染症の発生時には、府・市の関係機関との連携を図り、市域の医療機関の先導的役割を担うこと。」と指示しているところであり、今般の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況を踏まえ、大阪府・大阪市の施策に可能な限りのご対応をいただいているところです。

担当 健康局 総務部 総務課（病院機構支援グループ） 電話：06-6208-9897

(回答)

本市では擬似症例の定義に基づき、「発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの」や「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うもの」について順次、行政検査を行っています。

検査体制につきましては、従来の「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関等に加え、大阪府等の関係機関の協力のもと、ドライブスルー、ウォークスルー方式等の検体採取体制の拡充に向けて取り組みを進めています。

また、保健所を介さず、地域の医療機関から直接受診調整ができる地域外来・検査センターが設置され、加えて発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けることができる「診療・検査医療機関」が指定されました。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行下において、妊産婦が感じている健康面や出産後の育児などの不安を解消するため、妊産婦への総合的な支援の一環として、かかりつけ医産婦人科での分娩前の新型コロナウイルス検査について、検査費用を助成のうえ実施しております。
担当 健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号9.

保健所機能の強化を行ってください。

大阪市の保健センターを保健所に格上げし医師・保健師など感染症専門職を増やしてください。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充してください。

(回答)

本市では、平成12年4月に保健所を地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として機能強化し、市民ニーズに対応した保健衛生施策を推進していくため、地域に密着していくべき業務と、全市的立場で行うほうがより効果的な業務に機能分担し、市民サービスの向上に資し、かつ効果的な推進体制の整備を図っていくべきであるとの判断から、全市1保健所・24保健センター体制に移行しました。

平成15年4月には、区役所の健康福祉サービス課と福祉事務所、保健センターを一体化した「保健福祉センター」を開設し、保健と福祉の連携したシステムを充実させ、より一層効果的な感染症対策を実施するため、健康福祉局感染症対策室を保健所に統合し、地域保健体制の充実を図ったところです。

また、新型コロナウイルスにおける感染症対策としては、令和2年5月に感染症対策課の従来業務と役割分担した新型コロナウイルス感染症対策の専任グループを設置しましたが、全国的な感染拡大の状況を踏まえ、更なる人員増強を図り、令和2年9月に保健所の体制強化を行ったところです。

今後も感染拡大局面を見据えながら、適切な対応を行っていくとともに、保健所と保健福祉センターとは各関係業務において連携してまいります。

担当 健康局 保健所 管理課（管理グループ） 電話：06-6647-0641

(回答)

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、大阪市立環境科学研究所の衛生部門と大阪府立公衆衛生研究所が統合し、平成29年4月1日に発足しました。

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査では、急増する検査ニーズに対応するため機器の

増設を行うなど検査体制の増強を図り、必要な検査を確実に受けられる体制を確保しております。

同研究所においては、今後とも大阪市、大阪府の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を迅速に行い、大阪市民・府民の健康増進及び生活の安全確保に寄与してまいります。

担当 健康局 総務部 総務課（大阪健康安全基盤研究所支援担当グループ）
電話：06-6208-7367

番号10.

マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

（回答）

地方独立行政法人大阪市民病院機構においては、感染防止対策に係る必要な物品等については各病院の責任で確保いただいているところですが、調達困難な状況があれば本市も支援することとしております。

なお、同機構では、当面（3カ月以上）の必要数は確保済みと伺っております。

担当 健康局 総務部 総務課（病院機構支援グループ） 電話：06-6208-9897

（回答）

新型コロナウイルス感染症の検査や患者の受け入れを行っている医療機関のマスク等の必要数や供給数等については、国の「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」により、大阪府で日々把握し、不足があれば適宜配布しております。

また、その他の医療機関についても、大阪府を通じて国からの医療用物資を医師会へ隨時配布しているところです。

なお、保健所では、医療機関等においてクラスターが発生した場合等の緊急時に即時に柔軟に対応できるよう備蓄をしており、それらの医療機関等への医療用物資の配布を行っているところです。

今後、更なる感染拡大が生じても医療機関において医療用物資が不足しないよう国を始め大阪府と連携しながら、医療用物資の確保に努めてまいります。

担当 健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

（回答）

新型コロナウイルス感染症が拡大により衛生用品の需給がひっ迫し、入手が困難であった時期には、本市において、アルコール消毒液を一括して購入し高齢者等の各入所施設を中心に配付しておりました。

また、マスクについては、国において、介護施設などの現場におけるマスク不足の解消を図るために、再利用可能な布製マスクを、国から直接、各施設に対し送付されておりました。現在、市場における品不足が概ね解消に向かっていることもあり、民間社会福祉施設等で確保

いただき、衛生用品の適切な使用により、感染予防対策を講じていただくよう、広く注意喚起しているところです。

また、民間社会福祉設等において感染者が発生し、一時に大量の衛生用品が必要となる事態に備え、本市においても備蓄に努めているところですが、施設内での感染拡大を防ぐため速やかに対応する観点から、各施設等においても衛生用品の備蓄を行っていただく必要があると考えております。

なお、国の補正予算においては、休業要請を受けた事業所や感染者が発生した事業所等への支援として、マスク等の衛生用品の購入経費や職員に対する割増賃金等のいわゆる「かかりまし経費」についての支援が打ち出されており、本市においても補正予算を計上し、対応しているところです。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の発生状況や国の動向を注視しつつ、大阪府との連携等を通じて、各社会福祉施設等において必要なサービスの提供を継続していただけるよう努めてまいります。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028
福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310
福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号 11.

患者・利用者減による医療機関・介護事業所での経営困難に対する赤字補填を大阪市独自に実施するとともに国・大阪府にも求めてください。

（回答）

市政外として回答なし

番 号 12.

「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

（回答）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により、こどもや家庭をめぐる生活環境に変化が生じ、様々な生活不安やストレスによる児童虐待やDVのリスクが高まる可能性が懸念されています。

児童虐待については、あらためて児童虐待の通告・相談窓口として児童虐待ホットライン（24時間365日対応）及び各区の子育て支援室の周知に努めているところです。

また、各区要保護児童対策地域協議会において、こども相談センターと区子育て支援室との緊密な連携のみならず、各区における地域のさまざまな関係機関と情報を共有し、支援対象児童等に対する支援内容について協議するなど、役割分担を行い必要な支援に努めています。

DVについては、被害者への支援のため、各区役所及び大阪市配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」）において相談業務をおこなっていますが、家族で過ごす時間が増える中、D

▽増加が懸念されることをふまえ、配偶者等が在宅していることで電話による相談ができない方に対して、5月7日から、センターにおいて専門相談員による電話相談に加え、メールによる相談を新たに開始するとともに、上記相談窓口とあわせて、HPやSNS等を活用した広報周知にも努めているところです。

また、児童虐待とDVは密接な関連があることから関係機関と連携を密にしながら施策を進めておりますが、さらに情報連携を円滑に行うことを目的とし、児童虐待とDVに関する情報を一元管理するシステムを開発しているところであります。令和3年4月から稼働する予定です。

担当 こども青少年局 こども相談センター 電話：06-4301-3100

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8032

市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号13.

自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

(回答)

本市では、新型コロナウイルスの感染が流行している状況下において、避難所開設・運営する際の感染拡大の防止を目的に、「避難所開設・運営ガイドライン」の別冊を作成し、地域での避難所開設・運営の際に活用していただけるよう周知を図っているところです。

担当 危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7389

番号14. ア

国民健康保険では傷病手当や保険料減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免制度、無料定額診療事業などのわかりやすいパンフレットを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。（当日、配布してください）

また、短期証の発行・未交付の状況を明らかにすること。

資格証明書世帯の接触状況の内訳と発行状況を明らかにすること。

(回答)

(保険グループ回答)

国民健康保険料の減免制度の周知につきましては、本市国民健康保険にご加入の全世帯に送付している保険料決定通知書の裏面及び同封のビラ「国民健康保険料のお知らせ」、本市ホームページや本市国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等を通じ、広報・周知に努めているところです。

(給付グループ回答)

また、傷病手当金の制度の周知は、区役所窓口にビラを配架するとともに大阪市ホームページへの掲載を行い、郵送での申請により対応を行っています。

一部負担金減免制度につきましては、更新分の被保険者証発送時に同封している「国保だより」に記載するとともに、制度周知ビラを区役所窓口に設置しています。

(収納グループ回答)

徴収猶予の申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による申請や電話等によるお問い合わせにご協力を願いしており、本市ホームページ等を用いて周知・広報させていただいております。

短期証の発行・未交付数の状況は、別紙のとおりです。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

(回答)

無料低額診療事業の周知については、大阪市ホームページのほか、市民の皆さんの暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市くらしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。

また、実施医療機関の一覧を、一部負担金減免制度の周知ビラと合わせて、区役所保険年金業務担当に配布するなど、周知に努めています。

担当 福祉局 総務課 法人監理担当 電話：06-6241-6540

(回答)

資格証明書世帯との接触につきましては、文書、架電、窓口において、接触に努めております。

なお、令和2年11月1日現在の資格証明書発行件数は、約500件となっております。

担当 淀川区役所 窓口サービス課（保険年金・管理）電話：(06) 6308-9946

短期保険証の発行・未交付の状況

(2020. 5月発行、2020. 8月末未交付数)

番号	区名	短期証	
		発行世帯数	最新未交付数
1	北区	1,016	101
2	都島区	587	63
3	福島区	279	45
4	此花区	479	57
5	中央区	1,273	218
6	西区	780	142
7	港区	573	111
8	大正区	435	72
9	天王寺区	407	56
10	浪速区	1,161	228
11	西淀川区	347	0
12	淀川区	1,325	267
13	東淀川区	1,442	253
14	東成区	533	80
15	生野区	1,689	301
16	旭区	667	88
17	城東区	900	181
18	鶴見区	431	49
19	阿倍野区	399	65
20	住之江区	733	79
21	住吉区	1,001	154
22	東住吉区	823	107
23	平野区	1,793	103
24	西成区	1,464	201
	合計	20,537	3021

※発行世帯数は令和2年4月末時点、最新未交付数は令和2年8月末時点

番号 14. イ(i)

特定健診では巡回健診、日曜健診、出張健診など積極的な施策を実施すること。
また、委託事業所への補助や場所の提供を行なうこと。

(回答)

大阪市国民健康保険では、特定健康診査をより受診しやすいものとするため、特定健康診査の受診費用を無料とするとともに、身近な地域で受診できるよう各区保健福祉センターや小学校等を活用し実施している集団健診においては、特定健康診査とがん検診の同時実施や、休日開催等、健診機会の確保に努めています。

担当 福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業グループ） 電話：06-6208-9876

番 号 14. イ (ii)

生活保護利用者の健診（大阪市健康診査）は、申請制度をやめ、国民健康保険と同様に新年度の初めに「受診券」を送付すること。

なお、当面は現行の「健康診査」については、通年受付とし、周知を徹底すること。
直近の受診の状況を教えてください。

受診率が特定健診より低い場合はその原因を教えてください。

(回答)

生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしています。

また、健康診査の情報につきましては、担当のケースワーカーから伝えてもらうよう依頼し周知しているところですが、令和元年度の受診者につきましては 761 人、受診率は約 0.9% と低いことから、引き続き福祉局等と連携して対象となる方への周知が行き届くよう様々な機会を捉えた制度周知を行うとともに、未受診者への積極的な受診勧奨に取り組み、受診率向上に努めてまいります。

担当 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番 号 14. ウ

介護保険の減免制度については、国民健康保険のようなチラシを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。（当日、配布してください）

(回答)

本市における介護保険料の減免制度については、介護保険パンフレット（ハートページ）に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口に常備し、来庁者に案内することで制度周知に努めています。

また、本市介護保険料減制度についての説明ビラを各区の窓口にも設置しているところです。

なお、65 歳年齢到達者や市外転入者等の新規資格取得者全員に介護保険被保険者証を送付する際にも、介護保険料の減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封し、周知しております。

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番 号 14. エ

生活保護業務の遂行に対してはケースワーカーの研修を重視し、窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

また、シングルマザーへの家庭訪問は、必ず女性ケースワーカーが同行すること。

(回答)

ケースワーカーの研修については、新任研修をはじめ、年間を通じて専門研修やエリア別実践研修などを開催し、スキルアップに努めています。

申請に来られた方に対しては、今の生活状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請意思を確認した方には申請していただいています。

家庭訪問にあたり、ケースワーカーの性別により配慮をする方については適宜必要な対応を行っております。

担当 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号14. オ

無認可の保育所（園）に通う4歳・5歳児及び保育所・幼稚園に通っていない4歳・5歳児の状況を把握し、新たに健診を行うこと。

(回答)

認可外保育施設に対しては、毎年1回以上立入調査を行っており、定期健康診断が行われているかどうかの確認、指導を行っております。

担当 こども青少年局 保育施策部 保育企画課 電話：06-6361-0756

(回答)

現在、本市では母子保健法に基づく1歳6か月児健康診査及び3歳児健健康診査に加え3か月児健康診査を各区保健福祉センターにおいて実施しているほか、乳児期の前期及び後期に委託医療機関において乳児健康診査を実施しております。

また、本市では時期を限定せずに身体及び精神に関する発達相談を各区保健福祉センターにおいて実施しており、必要に応じて医師等が健康診査を行っております。

今後とも、乳幼児期の健康診査については国や他都市の動向を注視してまいります。

加えまして、本市では令和2年度より「大阪市版ネウボラ」の取組の一環として、本市に居住する全ての4歳児を対象としたポピュレーションアプローチとして、保健師等による健康教育や子育て相談、絵本配付などを行う「4歳児訪問事業」を実施しております。

本事業の実施により、3歳児健康診査以降、就学時健康診断（5歳児）までの間の全児を対象とした状況把握を可能とし、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実を図ってまいります。

なお、4歳児で把握できなかった市内転入児等には5歳児で同様に実施いたします。

担当 こども青少年局 子育て支援部 管理課

乳幼児健康診査

電話：06-6208-9966

4歳児訪問事業

電話：06-6208-7981

番 号 14. 力

赤バスや市バス路線の廃止、さらには市バス便数の大幅な削減で市民の日常的な移動ニーズ（通院、買い物、行政手続きや社会参加など）に対応できない現状が多く発生しています。高齢者や区民の要望に応えるコミュニティバスの運行を行うこと。

(回答)

淀川区では、平成26年度から福祉バスを運行してまいりましたが、運行形態については道路運送法上問題があると近畿運輸局より指摘を受けたことにより、平成27年9月末を以て運行を終了いたしました。

道路運送法に則ってコミュニティバスを運行する場合、バス停の設置や車両確保、人員配置等に多大な経費が必要となり、淀川区がこれらの経費を負担しながらコミュニティバスを運行することは非常に困難であると考えております。

淀川区といたしましては、今後とも区民の皆さまのご意見やご要望を傾聴しつつ、関係する部署とも連携をとりながら地域の実情に即した区政運営に努めてまいります。

担当 淀川区役所 政策企画課 電話：(06) 6308-9683

淀川区役所 独自回答

番 号 14. ア

国民健康保険では傷病手当や保険料減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免制度、無料定額診療事業などのわかりやすいパンフレットを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。（当日、配布してください）

また、短期証の発行・未交付の状況を明らかにすること。

資格証明書世帯の接触状況の内訳と発行状況を明らかにすること。

(回答)

資格証明書世帯との接触につきましては、文書、架電、窓口において、接触に努めております。

なお、令和2年11月1日現在の資格証明書発行件数は、約500件となっております。

担当 淀川区役所 窓口サービス課（保険年金・管理）電話：(06) 6308-9946

番 号 14. カ

赤バスや市バス路線の廃止、さらには市バス便数の大幅な削減で市民の日常的な移動ニーズ（通院、買い物、行政手続きや社会参加など）に対応できない現状が多く発生しています。

高齢者や区民の要望に応えるコミュニティバスの運行を行うこと。

(回答)

淀川区では、平成26年度から福祉バスを運行してまいりましたが、運行形態については道路運送法上問題があると近畿運輸局より指摘を受けたことにより、平成27年9月末を以て運行を終了いたしました。

道路運送法に則ってコミュニティバスを運行する場合、バス停の設置や車両確保、人員配置等に多大な経費が必要となり、淀川区がこれらの経費を負担しながらコミュニティバスを運行することは非常に困難であると考えております。

淀川区といたしましては、今後とも区民の皆さまのご意見やご要望を傾聴しつつ、関係する部署とも連携をとりながら地域の実情に即した区政運営に努めてまいります。

担当 淀川区役所 政策企画課 電話：(06) 6308-9683